

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴 郎

路線名	新堀尾島線
供用開始の区間	熊谷市市ノ坪字一本木六番一―地先から 同市市ノ坪字一本木九番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和七年十一月七日
備考	令和七年十一月七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二二〇・二四メートル